

■意見記載欄

該当頁	項 目	意見及び理由等
44	(2) 性の多様性への理解の促進	「理解の促進」というが何をどうするつもりなのか。 個人の性的嗜好、性認識を否定するつもりはないが、そもそも生物として性別は、男、女の2種類しかなく、常識を逸脱するような教育、性的嗜好マイノリティを優遇するような措置はあってはならない。 何十年も昔の話ならばまだしも、今の情報が溢れている時代、性別とは異なる性的嗜好・性認識のマイノリティが一定数いることぐらい誰でも知っていることである。 それなのになぜ、わざわざ、さらにマイノリティをクローズアップする必要があるのか。 また、これのどこが男女共同参画に関係するのか。 そもそもアメリカでも、行きすぎた教育、逆差別とも言えるマイノリティの優遇など、これまでの異常さに気づいて、大きな反動が起きている。 こんなことに国民の大事な税金を使わないでもらいたい。

意見への回答

「理解の促進」とは、多様な性のあり方について情報を共有し、お互いを尊重できる社会を目指す取り組みを指します。

男女共同参画社会は、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会です。

また、性の多様性については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解と増進に関する法律」（令和5年法律第68号）の定めるところにより、国及び地方公共団体は、国民が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう広報活動を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及を行うこととされています。性のあり方は多様であり、一人ひとりがそれぞれ持っているものであることを理解することで、偏見や差別、固定観念を克服し、人権を尊重する社会を築くことができます。この理解は、一人ひとりの個性と多様性を深く認識し、尊重する姿勢につながります。

男女共同参画社会と性の多様性は、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すという理念を共有しています。